

景観地区内における建築物の計画の認定申請書

平成 年 月 日

高野町長 様

申請者 住所
氏名

印

景観法第63条第1項の規定及び高野町景観条例第21条第1項により、下記のとおり計画の認定を申請します。

記

1 建築等工事主等の概要

(1) 建築等工事主

- イ 氏名のフリガナ
- ロ 氏名
- ハ 郵便番号
- ニ 住所
- ホ 電話番号

(2) 設計者

- イ 資格 () 建築士 () 登録第 号
- ロ 氏名
- ハ 建築士事務所名 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- ニ 郵便番号
- ホ 所在地
- ヘ 電話番号

(3) 工事監理者

- イ 資格 () 建築士 () 登録第 号
- ロ 氏名
- ハ 建築士事務所名 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- ニ 郵便番号
- ホ 所在地
- ヘ 電話番号

(4) 工事施工者

イ 氏名

ロ 営業所名 建設業の許可 () 第 号

ハ 郵便番号

ニ 所在地

ホ 電話番号

2 計画の内容

(1) 建築物の建築等の場所

(2) 建築物の建築等の種別

(3) 建築物の概要

(4) 建築物の形態意匠の内容

(5) 着手予定日 平成 年 月 日

(6) 完了予定日 平成 年 月 日

(7) その他必要な事項

(8) 備考

備考

- 1 申請者又は工事施工者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 設計者又は工事監理者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ設計者又は工事監理者の住所を書くこと。
- 4 工事監理者又は工事施工者が未定のときは、後で定まってから工事着手前に届けること。
- 5 建築物の概要については、当該建築物の規模その他審査に当たり必要な観点から市町村が定める項目について、申請に係る部分及びそれ以外の部分に分けて記載すること。
- 6 建築物の形態意匠の内容については、都市計画に定められた建築物の形態意匠の制限に従い市町村が定める項目について、申請に係る部分及びそれ以外の部分に分けて記載すること。
- 7 変更申請を行う場合には、2（7）に変更の概要を記載すること。
- 8 行為の名称又は工事名が定まっているときは、2（8）に記載すること。

建築等計画概要書

1 建築等工事主等の概要

(1) 建築等工事主

ア 氏名のフリガナ

イ 氏 名

ウ 郵便番号 〒 ー

エ 住 所

(2) 設計者

ア 資 格 () 建築士 () 登録第 号

イ 氏 名

ウ 建築士事務所名 () 建築事務所 () 知事登録第 号

エ 郵便番号 〒 ー

オ 所在地

カ 電話番号

(3) 工事監理者

ア 資 格 () 建築士 () 登録第 号

イ 氏 名

ウ 建築士事務所名 () 建築事務所 () 知事登録第 号

エ 郵便番号 〒 ー

オ 所在地

カ 電話番号

(4) 工事施工者

ア 氏 名

イ 営業所名 建設業の許可 () 第 号

ウ 郵便番号 〒 ー

エ 所在地

オ 電話番号

2 計画の内容

(1) 行為の場所

ア 地名地番

イ 景観地区の地区区分

高野山景観地区

(2) 行為の種別（該当事項を○で囲んでください。）

新築・増築・改築・移転・外観に係る修繕・外観に係る模様替・外観に係る色彩の変更

(3) 建築物の概要

ア 用途

イ 高さ m

ウ 階数 地上 階 地下 階

エ 構造 造 一部 造

オ 敷地面積 m²

カ 建築面積（申請部分） m²（申請以外の部分） m²（合計）

m²

キ 延べ面積（申請部分） m²（申請以外の部分） m²（合計）

m²

ク 屋上に設置する建築設備の種類及び高さ

高架水槽 m その他（ ） m

(4) 建築物の形態意匠の内容（仕上材は表面仕上の材料を、色彩はマンセル表色系で記載してください。）

ア 屋根 仕上材： 色彩：

イ 外壁 仕上材： 色彩：

(5) 行為の着手予定日 年 月 日

(6) 行為の完了予定日 年 月 日

(7) その他必要な事項

(8) 備考

3 計画の内容を示す図面

(1) 建築物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面

(2) 当該敷地内における建築物の位置を表示する図面

(3) 建築物の彩色が施された2面以上の立面図

備考

- 1 1及び2は、「景観地区内における建築物の計画の認定申請書」の写しに変えることが出来る。この場合には、その写しの最上段に「建築等計画概要書」と明示すること。
- 2 工事監理者又は工事施工者が未定のときは、後で定まってから工事着手前に届けること。この場合には、市が届出のあった旨を明示した上で記入する。
- 3 建築物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面には、縮尺、道路及び目標となる地物並びに隣接する土地における建築物の位置を明示すること。
- 4 当該敷地内における建築物の位置を表示する図面には、縮尺、申請に係る建築物と他の建築物との別、土地の高低及び敷地の接する道路の位置を明示すること。
- 5 建築物の彩色が施された2面以上の立面図には、縮尺を明示すること。